

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」といいます。）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十六年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施する免許職種

- 1 学科試験（指導方法及び関連学科）を行う職種
和裁科

- 2 学科試験のうち指導方法のみについて行う職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」といいます。）別表第十一に掲げる職種（和裁科を除きます。）

二 試験科目

- 1 和裁科

(一) 指導方法

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

(二) 関連学科

- (1) 系基礎学科

裁縫知識、縫製法及び安全衛生

- (2) 専攻学科

和裁法及び被服学

- 2 省令別表第十一に掲げる職種（和裁科を除きます。）

指導方法

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

三 試験期日

平成二十六年九月十四日（日） 午後一時十分から

四 試験場所

奈良県技能検定場（磯城郡三宅町石見）

五 受験申請書の受付期間及び提出先

- 1 受付期間

平成二十六年七月三十日（水）から同年八月二十日（水）まで

ただし、郵送による場合は、平成二十六年八月二十日までの消印のあるものに限

り有効とします。

2 提出先

奈良県産業・雇用振興部雇用労政課

六 提出書類

1 受験申請書

2 写真（申請前六月以内に撮影した正面脱帽上半身像の写真で、大きさは縦四センチメートル、横三センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを）

3 受験資格を証する書類

4 学科試験の一部の免除を受けようとする場合は、そのことを証する書類

5 受験票の送付用及び合否結果通知用の封筒二通（宛先を記入し、八十二円切手を貼り付けたもの）

七 受験手数料

三千百円

受験手数料の額に相当する奈良県収入証紙を受験申請書に貼ることにより納付してください。

なお、奈良県収入証紙は消印しないでください。

八 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するとともに、必要な事項を通知します。

九 合格発表等

平成二十六年九月二十六日（金）に、合格者の受験番号を県庁前の掲示場に掲示します。

また、合否の結果について本人宛て通知します。

十 その他

受験申請書の用紙は、奈良県産業・雇用振興部雇用労政課で交付します。

なお、申請書の用紙の郵送を希望するときは、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請用紙請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの）を同封してください。